

文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書

熊本県（以下「甲」という。）、熊本市（以下「乙」という。）、新宿区（以下「丙」という。）及び文京区（以下「丁」という。）は、それぞれの自治体間で共通する「夏目漱石」、「小泉八雲」又は「肥後熊本藩主細川家」に関連した優れた文化及び歴史の資産を背景に、文化、歴史、観光、広報等の各分野（以下「各分野」という。）において、相互に連携を図ることを目的として、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲、乙、丙及び丁は、相互に各分野における連携及び協力を通じて関係の強化に努める。

第2条 前条の関係の強化のために行う事業の実施については、甲、乙、丙及び丁の協議の上、決定するものとする。

この覚書の成立を証明するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年10月21日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

蒲島邦夫

乙 熊本市

代表者 熊本市長

大西一丈

丙 新宿区

代表者 新宿区長

吉住健一

丁 文京区

代表者 文京区長

成澤廣修